

利用上の注意

1. 令和6年中小企業実態基本調査の結果について

令和6年中小企業実態基本調査は、「令和6年中小企業実態基本調査の概要（令和5年度決算実績）」（以下「調査の概要」）にあるとおり、事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）を基に、「調査の範囲」に該当する法人企業及び個人企業を母集団として、そのうちの約11万社を対象（標本）に標本調査を実施した。また、母集団の大きさによる推定を実施した。

2. 産業分類について

本調査の産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 平成26年4月1日施行）に基づいている。

ただし、産業大分類I－卸売業、小売業は、卸売業と小売業に分けて調査及び集計を行った。

3. 調査の期間・期日

本調査の主な期間・期日は、以下に基づいている。

- ・ 母集団企業数
事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）に基づく。
- ・ 従業者数、事業所数
令和6年6月1日現在。
- ・ 資産額及び負債・純資産等
最近決算期末時点。
- ・ 売上高及び営業費用等
最近決算期の1年間。

4. 集計の方法について

本調査は、個票を拡大推計して得られた拡大推計値（個票）を基に集計している。

推計方法の詳細は、「調査の概要」を参照のこと。

各統計表の「計」欄は、内訳の項目と同様に、拡大推計値（個票）から集計しているため、四捨五入の影響から内訳の計と計が一致しない場合がある（詳細は下述の6. 統計表について【機械判読対応】を参照のこと。）。

5. 概況及び集計表について

- ・ 個々の企業の産業は、産業小分類の売上高（割合）を基に格付けした。
- ・ 売上高及び営業費用については、法人企業は決算書、個人企業は確定申告書類を基に調査した。法人企業においては、調査票甲（法人企業用）又は調査票乙の調査項目「売上高」に、企業会計に基づく実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入しているため、「売上高」の集計に事業者支援関連施策の持続化給付金又は雇用調整助成金等（以下「給付金等」）は含まない

が、個人企業においては、給付金等のうち、課税対象収入については、調査票甲（個人事業者用）の「売上（収入）金額」に記入されるため、「売上高」の集計に給付金等を含む。

- ・ 1企業当たりの金額や前年度比・差については四捨五入前の数値により算出した後、単位未満を四捨五入している。

6. 統計表について

【記号】

- ・ 実績（該当する企業）がない場合は、「－」を表記した。
- ・ 実績はあるが単位未満の場合は、「0」を表記した。
- ・ 法人企業又は個人企業に対して調査していない項目は、「…」を表記した。
- ・ 標本数（回答企業）が少ないために表章できない分類は、「…」を表記した。
- ・ 秘匿する必要がある項目は、「x」を表記した。

【消費税の取扱い】

売上高及び営業費用については、できる限り消費税込みでの回答を求めたが、消費税込みでの回答ができない場合には、消費税抜きで回答をいただいた。ただし、統計表の集計においては、税込み・税抜きに係る相違について特段の補正を行わず集計したため、消費税込みと消費税抜きの金額が混在している。

【機械判読対応】

企業数、従業者数等は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と計が一致しない場合がある。

金額、構成比、該当率は、小数点第4位を四捨五入しているため、内訳の計と計が一致しない場合がある。

7. 転載する場合について

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、中小企業庁「令和6年中小企業実態基本調査」による旨を記載すること。

8. 本調査についての問い合わせ先

中小企業庁事業環境部企画課調査室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1511（代表） 内線5241

TEL 03-3501-1764（直通）